

(注意)

- 1 法第7条の5の適用を受けようとする場合の建築物および令第40条ただし書の規定による建築物については、この調書を提出する必要はありません。
- 2 省令第4条第1項の規定による完了検査申請書の第四面に記載された事項により、この調書に規定する工程の工事監理等の状況が確認できる場合においては、当該工程について工事監理等の状況の記入を省略することができます。
- 3 この調書は、工事監理者（工事監理者の定めがない場合にあつては、工事施工者）が作成してください。
- 4 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。
- 5 各工程の工事監理（工事施工）の状況欄には、次の事項について確認した年月日及び確認した内容を記入してください。
 - (1) 地盤調査
支持地盤の確認方法（ボーリング調査・載荷試験等）、支持地盤の位置、種類、地耐力等
 - (2) 基礎（杭）
基礎の種類
杭の工法、杭の種類、径、長さ、本数、施工深度、偏芯等
 - (3) 基礎配筋
ベースおよび地中梁の寸法、鉄筋の種類、主筋（あばら筋を含む）径、ピッチ、かぶり、偏心による補強等
 - (4) 基礎柱脚（鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の場合に記入してください。）
ベースプレートの材質、寸法、板厚等
アンカーボルトの材質、径、長さ、本数、配置、締付状態等
スタッドの径、長さ、本数等
 - (5) 任意階の配筋（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の場合に、柱、梁およびスラブ毎に記入してください。）
寸法、鉄筋の種類、主筋（帯筋およびあばら筋を含む）径、本数、ピッチ、かぶり、定着長さ、主筋の継手等
 - (6) 軸組・接合部（鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は木造の建築物の場合に記入してください。）
 - ①鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の場合
柱、梁、ブレース等の材質、寸法
架構の建方精度
溶接部分の製品検査（外観および超音波探傷検査の結果）
ボルト接合部分のボルトの種類、径、本数、ピッチ、縁あき、締付状態等
 - ②木造の場合
土台、柱、梁、筋かい等の材質、寸法
接合部の金物の種類、取付状態等
 - (7) 界壁等
界壁、防火上主要な間仕切り壁、隔壁、防火区画の壁等の材料、厚さ、施工状態、認定番号
配管等貫通部分の仕様、処理状態等
 - (8) その他
建築主事が確認済証を交付する際、特に必要と認め指定した工程について記載してください。
- 6 5の各工程の記載にあたっては、基礎、柱、梁等で多くの種類がある場合は、主要なものについて記載してください。
- 7 工事監理（工事監理者の定めがない場合にあつては、工事施工）の状況が確認出来る写真を添付してください。
- 8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の適合

性判定を受けた場合は、一次エネルギーの算出方法に応じた省エネ基準工事監理報告書（様式第9号の2又は様式第9号の3）を添付してください。

9 7の写真の撮影にあたっては、次の事項に留意してください。

(1) 基礎（杭）

現場搬入時等に主要な杭について、杭の種類、径、長さが確認出来るようスケール等を添えて撮影してください。

施工後の主要な杭の状態について、杭の位置及び杭頭部の状態が確認できるように撮影してください。

(2) 基礎配筋

主要な基礎について、寸法、鉄筋のピッチが確認出来るようスケール等を添えて撮影してください。

(3) 任意階の配筋

主要な柱、梁及びスラブ毎に、寸法、鉄筋のピッチが確認出来るようスケール等を添えてを撮影してください。

(4) 界壁等

主要な界壁、防火上主要な間仕切り壁、隔壁及び防火区画の壁毎に、壁の材料、厚さ、施工状態が確認出来るよう撮影してください。

配管等の径が最大の貫通部分については、貫通部分の処理状態が確認出来るよう撮影してください。